

1 規制の特例措置の適用を受けようとする者

檜原村内において生産される地域の特産物として指定された農産物（じゃがいも）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者

2 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

3 事業に関与する実施主体

上記 1 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者（本国家戦略特別区域計画の認定後、檜原村が実施するじゃがいも焼酎製造に係る公募型プロポーザルにより事業者を選定する予定）

4 事業が行われる区域の範囲

檜原村の全域

5 事業の実施期間

上記 1 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

6 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記 1 に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（じゃがいも）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎の提供・販売を通じて地域の活性化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、単式蒸留焼酎を製造する。

7 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、檜原村内において、檜原村が地域の特産物として指定した農産物（じゃがいも）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能になる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

檜原村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。また、当該特定事業の実施主体の事業計画案（収支の見込み、所要資金の額及び調達方法並びにこれらの積算根拠を記載した書類をいう。）を確認するとともに、酒税を適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導する。